

平成21年第20回教育委員会定例会

開会年月日 平成21年10月23日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 佐藤 三千雄
同 委員 外松 和子
同 委員 青木 真佐枝
同 委員 加藤 一夫
同 教育長 園部 俊介

議 題

1 議案

(1) 議案第59号 練馬区教育委員会教育長の任命について

2 陳情

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

3 協議 (1) 幼小連携について〔継続協議〕

4 報告

(1) 教育長報告

平成20年度決算特別委員会における質問項目について
新型インフルエンザ発生に伴う学級閉鎖等の状況について
虐待に関する通告および相談件数について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時45分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長
生涯学習部長

河 口 浩
郡 榮 作

庶務課長事務取扱学校教育部参事	高橋 廣
学務課長事務取扱学校教育部参事	浅野 明久
学校教育部新しい学校づくり担当課長	阪田 真司
同 施設課長	金崎 耕二
同 保健給食課長	唐澤 貞信
同 教育指導課長	原田 承彦
同 総合教育センター所長	佐古田 充宏
生涯学習部生涯学習課長	臼井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻井 和之
同 光が丘図書館長	伊藤 安人

傍聴者 2名

委員長

ただいまから、第20回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方が1名いらっしゃっている。最初にご紹介を申し上げる。

それでは、案件にそって議事を進める。

本日の案件は、議案1件、陳情1件、協議1件、教育長報告4件である。

初めに、去る10月16日開催の第三回練馬区議会定例会において、志村区長から提案された菌部教育長の教育委員会教育委員の任命同意議案が可決された。

これにより、10月29日付けをもって引き続き教育委員としての任命を区長から受けたことを報告する。

それでは、案件に沿って審議に入りたいと思うが、最初の議案第59号については最後に審議したいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

了承を得たので、議案第59号は最後に審議する。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

それでは、初めに陳情案件に入る。

陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしている。

したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

事務局のほうから何かあるか。

生涯学習部長

特に今現在、ご報告するような内容の動きはない。

委員長

それでは、第4号については「継続」とする。

協議 (1)幼小連携について

委員長

つぎに、協議案件に入る。この協議案件については、本日4回目の協議を行う。

前回の協議では、幼稚園、保育園および小学校の連携に関する調査資料、ならびに小学校第一学年児童の不応状況および教員の年齢構成に関する資料に基づき様々な意見が出た。

具体的には、幼稚園、保育園と小学校の連携については、双方の必要感が薄いのではないかということ、意見交換会、交流の機会、合同研究の機会の設定が必要ではないかということなどの意見があり、不応状況については、校長を中心に学校の組織全体の問題ととらえ、学校支援体制を整えていく必要があるのではないかなどの意見があった。

本日は、これまで議論してきた練馬区における現状、課題を踏まえて、幼小連携を望ましい方向へ進めていくために練馬区教育委員会としてどのような方策を採るべきかということを中心に協議を深めてまいりたいと思う。

協議に入る前に、新たな資料が提出されているので、最初に説明をお願いします。

教育指導課長

資料の説明(説明要旨)(資料2-1)平成20年度における小学校第1学年について、4分の3が2学級・3学級であること、2学級編成の担任は50代が一番多いこと、担任の組み合わせはベテラン・中堅と若手が多いこと、および不応状況の具体的事例について、その内容等を説明

(資料2-2)幼少連携について、国と都の動向、練馬区教育委員会および区が現在行っている取組、小学校、幼稚園・保育所が現在行っている取組等を説明

委員長

ただいま教育指導課長より説明をいただいた。その説明を踏まえて、まず外松委員が

らの第2回目の協議における発言を元に提出された資料2 - 1の平成20年度における小学校第1学年の学級編制等について、ご意見等をお聞きしたいと思う。

外松委員

前回、私がお願いしたことで、このように詳しい資料を提供いただいてありがとう。教育指導課長からの説明でより具体的な状況がわかった。事前の情報があれば学級編制をするとき、または学校側が受け入れるときにその体制が整うということが、この資料から伺える。

加藤委員

2学級のところで、片方の学級の先生が片方の学級を知らないということについて疑問に思っていたところである。その具体的な状況について資料2 - 1の3番では、いずれも事前の情報提供はなしとある。これは、学校のほうが求めたがなかったのか、あるいは通常の情報交換などをしていなかったためになかったのか、その辺がわからないと一方的な解釈にもなってしまうこともある。その辺はどうなのか。

教育指導課長

この2つのケースであるが、該当の学校は、毎年通ってくる4、5か所の幼稚園、保育所をその年度の1年の教員が回り、情報の提供を求めている。その場合における聞き取りの中でも、特別に配慮を要する子供に対する情報が得られなかったということであったが、困るのは小学校であるため、学校側は何とか情報を得たいという努力はしているところである。

加藤委員

その辺が難しいということはよくわかるが、幼稚園、保育園に在籍中からそういう傾向がある、あるいはそういうものを持っているという子供もいれば、なかなか発達の状況が読み取れないという教師側の能力、幼児児童理解力なども絡んでくるし、子供が小学校入学を契機として、非常に精神的な不安定さからそういう状況になるということも考えられる。したがって、事前情報がないというだけで解釈するのはすごく難しいと考える。課長のお話から状況はわかったが、その辺が今まで話し合ってきたことの問題でもあるかと思う。

資料2 - 1の1番、2番のような統計的な数値による検討も大事であるが、3番の事例研究は、医学の臨床的な研究と同じように、教育の世界でもすごく大事で、その中からいろいろなことを読み取っていくと、今回の事例は、子供のことが簡単に書いてあるが、前回の不適応状況発生の主な原因の教師側や子供側の視点から出てきた資料と結びつけて見たときに、子供の不適応状況により学級が不安定になったというだけでなく、学校の教師がどのような対応をしたのかなどがわかると、これから協議するときに役立つのであるが、その辺はどうなのか。

教育指導課長

ご指摘の点である。不安定な状況があると、校長の申請に基づいて指導主事を派遣し、授業を観察する。その際、授業のねらいがはっきりしているか、指示は明確か、適切な指導であるにもかかわらず、このような不適應の状況を起こしてしまうのか、そしてその状況が本人だけにとどまらず、一般の児童にも影響してしまうのか、校内の支援体制はあるのか、担任任せにしていることはないか、学校として手を差しのべることはしているかなどを見て、管理職から聞き取りをし、報告書を作成する。

仮に教師として授業のねらいが明確ではない、指示が不明確であるといった状況であると、指導力不足という問題になるので、この場合は、指導力のステップアップ研修を都教職員研修センターで受講させるという別の道がある。実際に本区でも、学校から離れて資質向上のために研修を受けさせている教師もいる。

学級経営補助員をつける条件は、教師の指導が不適切ということではない。きちんと指導しているにもかかわらず、子供特有の問題で不適應の状態が続いている場合に限り、学級経営補助員、現在の学校生活支援員をつけている。したがって、ここに挙げられたケースだけで言うと、教師の指導と学校の支援体制は教育指導課が見る限り、不適切なことはなかったと認識している。

委員長

ただいま加藤委員から、事例についての疑問点を投げかけていただいて、教育指導課長から説明をいただいた。この事例については、現在協議している幼小の連携を密にしていけば、少しは軽減されるだろうと予想される。協議で話し合ったことを実行に移していくということが大切であると考えている。

教育長

幼稚園、保育園、家庭から、小学校に入る子供は、少なくとも毎年5,900人ぐらいいる。1年生になったときになじめない子供はその中の一部なのである。その一部の子供について、今のところはどちらかという小学校が責任を負ってしまっているわけである。小学校では子供たちの学力も生活もすべて見ているが、ある幼稚園の園長に聞いたところ、園のほうからは、その子供の本当のことを保護者には言いつらいといっていた。親が不安に思っていることについて聞かれたとき、親はそうではないと言ってもらいたいのだが、その子供についての断言的なことはなかなか言えない。そして、そのまま小学校へ上がり、小学校のほうで判断してもらうことになるのである。このことについては、保育園でもあることかと思うが、だれの責任ということではなくて、一人の子供を見たときに、どのように対応したらよいかということである。問題なく学校に通っている子供も、課題がある子供に引きずられてしまい、いろいろな機会を奪われるようなことはあるだろう。それらのことについてどうしたらよいかということで、小1プロブレムについて、東京都も国もいろいろ考えていると思う。

加藤委員

今のところについては、人間は、感情、心情を持っているので、幼い子供の成長、発達を客観的につかむことは確かに難しい。それは専門職であっても難しいと思う。そう

いう一面があるのはわかるが、子供の望ましい育ちを促進させ、支援するときは、必ず幼稚園、保育園と小学校とは連携をとらなければだめである。今の話のように直接その子供の親には言いにくいであろうが、小学校の先生と幼稚園、保育園の職員が話し合うときには、きちんと情報を提供することが必要である。その子供の親に向かってレッテルを張るような言い方というのは、確かに問題もあるだろうし、言いにくいという側面があるのも心情的にはよくわかるのではあるが。

外松委員

詳しいことはわからないが、先ほどの課長の説明から、この事例の学校も、現担任がいくつかの幼稚園、保育園に出向いて、教師と保育士同士の交流を図っているということである。しかし、連携がスタートして間もないため、お互いの心がしっかりと通い合い、幼小連携の考え方を共有できるまでには、まだ至っていないのではないかとということが推察できる。

事務的に事を済ませるようなことではないため、幼稚園、保育園の先生方と学校の先生方とが、行事や授業へ参加することや子供たち同士の交流をしていくことなどを重ねることにより、連携する思いが共有できると考える。そうなったときに初めてその目標に向けて、ある程度専門職としての意見がきちんと出せるようになるのではないかと感じた。

加藤委員

今まで教育指導課や学務課から、資料を出してもらい、それについてわからないところは質問してきたが、それは、資料の内容そのものを責めたり問うたりしているのではなくて、そこから何が問題なのかということを探りたいからなのである。今の外松委員の発言に私も同感であり、それから先ほど委員長がおっしゃった双方の必要感が薄いということも今まで出てきている。そのような課題を洗い出して、教育委員会はどうするかというように話を持っていたらどうであろうか。今までの議論の中で、結構問題が出てきたので、それを整理してみる必要がある。

教育長

小中連携についても、かつては、小学校と中学校との連携はほとんどなかった。道路を挟んで小学校と中学校があるにもかかわらず、先生同士もあいさつもしないし、中学校の先生は小学校の教科書を見たことがないし、小学校の先生も中学校の教科書を見たことがないという状況であった。しかし、子供はA小からA中に行くことに変わりはないので、子供を1つの目で見て行く必要があるということで小中の連携を進めてきた。

ところが残念なことに、私立と違って公立の場合は、先生がほとんど変わるので、その限界はあるが、子供はその学校にいることは変わらないため、新しく異動してきた先生も、長年いる先生も同じような気持ちになっていただくことが前提である。連携をしていくことによって、小学校でわからなかった子が中学校で伸びることもある。中学校の先生が小学校へ行つてときどき専門的な教え方をする。その時に理解できないようなところがわかったりするなど、それぞれプラス面が出てくる。それも中学校の先生が必

要性を感じる事が大事である。行ってもしようがないと思えば意味のないことである。小学校の先生も、中学校でどのようなことをしているのかを見て、連携の必要性を感じることが大事である。あまり小学校のほうでは必要性を感じていないような話も、他のところではある。

幼稚園や保育園などの保護者が、自分の子供はこうなのだということをしっかり見てもらって、また先生方も、この子はどういう子なのだろう、どういう育ちをしてきているのだろう、どうすれば小学校をしっかりと楽しく過ごすことができるかということも双方で思うことが一番理想なのではある。小学校よりも幼稚園や保育園のほうが知ってほしいという気持ちが強いか、どちらなのだろうか。その辺は経験上いかがか。

加藤委員

今教育長がおっしゃった小中連携を検討したときに、小学校と中学校の間に垣根があり、その垣根の質も、植木の垣根のようなものもあれば、金網もあるし、コンクリートで固まったような垣根もあるので、その垣根をまず取り払う必要がある。その次に取り払っただけではしようがないということで、今、教育長が詳しくおっしゃった相互理解のことが出てきた。その考え方は、幼稚園、保育園と小学校との関係を考えるときでも、相当部分当てはまると思う。どちらが必要感を強く感じるか、感じないかということは、双方の問題である。

委員長

資料2 - 1について議論していただいているが、資料2 - 1は、資料2 - 2に関係するところもあるので、資料2 - 2の議論を進める中で、意見があればおっしゃっていただきたいと思う。

では、資料2 - 2に入りたいと思う。この資料の内容を参考にしながら、これまでの協議を踏まえて、教育委員会としてどのような方策を採るべきかということについてご意見をお聞きしたいと思う。いかがか。

外松委員

小学校1年生の身になって考えてみると、幼稚園や保育園との違いがたくさんある。具体的にあげると、まず、校舎、校庭、体育館、教室などあらゆるものがものすごく大きくて広い。1クラスの人数が多い。行動スタイルが全く違う。小学校に行ったら、必ず椅子に座ってはいけなくてはいけない。幼稚園、保育園では座るときもあるが、基本的には立ち歩いたりしていてもあまり問題にはされないという生活を送ってきている。小学校では、先生が、教室の前のほうでお話をするが、保育園であれば、基本的には子供のすぐそばに先生がいて、話をするような日常を送っている。保育園などでは、先生から下の名前で呼ばれるが、小学校ではフルネームが苗字で呼ばれる。幼稚園、保育園では時間の区切りはなく生活しているが、小学校では45分ですべてが区切られて生活している。教室の使い方についても違いがあり、行動と部屋とが密接につながっているところが保育園などは多いと思うが、学校は基本的に自分の教室で何もかも行う。トイレについては、保育園などでは基本的に行きたくなったら行っているが、小学校では授業中

は行けず、休み時間の間にすませておく。小学校ではプリント等を自分が受け取ったらつぎの人に渡すということが暗黙のルールになっていて、扱う紙の量が圧倒的に多い。小学校では、自分で扱わなければいけない用具がものすごく多い。自分の机の中やロッカーに、荷物のすべてをいかに上手に収め、管理し、持ち出すかということが要求されてくる。覚えなければいけないことがたくさんあるし、給食のときも、支度から後片付けまで全部自分たちでやらなければいけないし、掃除なども、今まで全くやったことがないのに、自分たちが教室などを掃除しなければいけないし、どの学校も、1年生のときは高学年の子が1カ月ぐらいいっしょにやると思うが、時間が短い中で大きな机や椅子などを運ばなければいけないし。

今、思いついただけ言ってみたが、小学校1年生の子供の立場に立ってみれば、全く異質の世界が4月に入学したときから展開されていくということを、小学校の教師がもう一度みんなで共有し、これまでとは全く違う生活を上手に4月の第1週からすごせるようにカリキュラムを組み、少しずつ小学校のことをわかるようにする計画を立てることが大事ではないかと思う。長くやっていращる先生方にとっては当たり前のことなのかもしれないが、子供にとっては、小学校に入学したその日から全く別の世界が、展開されていくのである。適応能力があって元気な子は大丈夫であるが、中には、ものすごく不安を感じたり、同じクラスに幼稚園や保育園で一緒だった子供がだれもいないという子供もいる可能性もある。入学してくる子供たちのことをわかってあげることが、とても大事だと思う。

教育長

幼稚園などでは、何日かならし保育を行っている。保育園などでは昼寝の時間があり、そのような環境から小学校へ行くとなると全く環境が違い、戸惑ってしまう子供もいるであろう。したがって、1週間から2週間ぐらいいっしょに必要になってくるのだろうか。かといって全員が戸惑うわけではなくて、保育園や幼稚園のときに、小学校の様子を見たり聞かせたりされてすぐに適応できる子供はいるであろう。

青木委員

この資料2-2にあるような対策はあっても、それが活用されていないという状況がこれまでの協議で提出された資料では見受けられたので、資料2-2に書かれているような取組を実践していくことが大事だと思う。その中でも、3の小学校の取組の(3)の、第1学年の指導にかかわる全校的な支援の工夫というところで、指導力のある教員を担任に配置ということがあるが、保護者の目から見ると、1年生を持つのに適した先生と、ベテランといえども、5、6年生を持つのに適した先生とカラーが違うよう見受けられることがある。単なるベテランという枠の中にも、高学年向きの先生と低学年向きの先生というすみ分けのようなものがあるように思うので、先ほど外松委員がおっしゃったように、小学校1年生を受けとめる学校の先生たち全員が、小学校1年生を受け入れるということはどういうことなのかということを、初心に帰って考える必要があると思った。

あとは、幼稚園のほうでは大した問題ではないと思われている行動が、小学校では即

問題視されるという、先生たちの認識の違いも随分あるように思うので、具体的に小学校の求める児童像を幼稚園に示すなど、ただ交流するだけではなくて、もう少しお互いが具体的な目標を持って交流していけるようになれば、改善されていくのではないかとと思う。

外松委員

全く異質の環境に入ってくることになる1年生の4月が勝負になると思う。4月のときに、小学校の生活になれさせてあげるといことがとても大事ではないかと思う。関西方面では2000年ごろから、小一プロブレムに対する取組が結構進んでいるようである。保護者や地域の方、地元の大学生などがボランティアで、下級生のクラスに入り、授業中、給食、掃除、下校、全部含めて、戸惑う子供たちに寄り添って声かけをしてあげたり、手助けをしてあげたりする。それは、4月の1か月間だけであるが、子供たちが新しい環境になじむように、また、学校というのは45分間じっとして勉強するところなのだということをわからせていくということを行っているようである。

どのようなことをすれば子供たちの不安を取り除き、学校生活を楽しいものにさせてあげることができ、きちんとした生活習慣を身につけさせてあげることができるのだろうか。

教育長

今、外松委員がおっしゃったことに関連して、江東区では1年生の各クラスに教員以外に補助員をつけているようである。

たまたま江東区長の談話を見たことがあって、その取組は非常によかったと言っている。そのようなことも対策のうちの1つではある。

それからもう一点は、幼稚園と保育園の連携をしっかりと密にして、うまく流れるようにしていくという方法を行っている。

加藤委員

外松委員や教育長の発言に関連して、小学校は義務教育であるから、1つの枠、形式があって、そこにきちんと当てはまって学校へ通うのが当然だという考え方が、教育関係者はもとより社会にもあり、いわゆる落ちこぼれという言葉もあったが、そのようなことに対して苦しんでいる子供のほうにはなかなか目が向かないで、ある時期までは来てしまったのではないだろうか。

また、もっとさかのぼれば、国の政治体制も違っていったから、教育そのものも決められたことに従うような形で進んできたと思う。ところが、最近では、いろいろな子供が出てきているのと同時に教育学や心理学が発達してきて、非常に関心の高い親も出てきたりして、これでいいのかということになってきている。方向としては望ましい方向に来ているのである。子供の育ちをみんなで大事にしてよい方向に育ててあげようということで議論し始め、ある種の共通理解ができたということはすごい収穫である。その後どうするかというのはまだ今後の課題だと思うが、それはまた発言したいと思う。

それから、青木委員が発言された中にもいくつか課題があるので、そういった課題を

整理すれば、教育委員会として取り組む課題が出てくると思う。

教育長

青木委員がおっしゃったように、確かに、低学年の子供の指導が上手な方は、どんな職場にもおり、先生によって得意、不得手があるとは思う。学校の中では、ある一定の数の先生がいないと学校運営が回らない。校長はおそらく先生を自分で選ぶことはできないので、その学校にいる先生のいろいろなところを見ながら、その中で努力していると思う。

加藤委員

江東区の数が急激したことにより1年生の各学級に補助員をつけたことについて、私は、それはそれなりに意味があると思うので、全然否定はしないが、基本は教師なのである。今までのデータにも出てきたように、学級としてのまとまりがつけられない、いわゆる指導力が足りないのである。また、教師が研修などを受け、自分の質を高めていったうえで補助員を頼むならいいが、自分では努力もしないでいて、子供が悪い、今の子供が変わったということで、補助員をつけてほしいという方向に教育そのものが進むとなったら、すごく危険なのである。責任を持って、使命感も持って仕事に取り組まないといけないということを忘れてもらいたくないというのが1つある。行政として支援していくことは、先ほども言ったように評価するが、ただ、それだけでは済まない部分があるので、教師の質の向上は常に図っていかないとけない。

教育長

今の加藤委員の話は、学級経営補助員を最初に導入するとき、当時の区長がまさに同じことをおっしゃっていた。当時の教育委員会でも、教師の実力不足を補うため、自分でスキルアップできるような支援をしていた。ところが、どちらが後か先かわからないが、校長のほうからは、教員の質よりもとにかく補助員をつけてほしいという要望があがってきた。

現場の学校へ見に行くと確かに大変なところがあり、一人一人の教員の資質ももちろんだが、大変だと思っているうちにどんどん膨らんできているのが今の実態なのである。また、保護者もそれを知っているから、すぐにでも補助員をつけてほしいといってくるのである。確におっしゃるとおり、教員の資質というのは大切である。練馬区の特別支援の推進委員会委員長である東洋大学の宮崎先生は、今の教職課程に、課題のある子をどうしたらよいかということも入れるべきだということをおっしゃっている。多くの先生はそのような経験もなく先生になっているので、現場へ来ていきなり問題にぶつかるのは大変であるし、校長も大変だ、保護者も大変だと思っているため、補助員をつけているのが現状なのである。

委員長

この議論はまだまだ尽きないと思う。ほかにこれは発言したいということはあるか。

加藤委員

委員長が冒頭に、幼小連携を望ましい方向に進めていくための教育委員会の対応とおっしゃった。最終的には1つの整理をしたほうがいいわけである。もうそろそろ今まで出てきたものを整理し、5項目なら5項目なりに絞って話し合いをするという方向に持っていったほうがよいのではないかと思う。

委員長

この案件についてはもう1、2回議論をし、結論を出すということになるだろう。1つお聞きしたいのだが、今、教育アドバイザーが巡回指導している中で、問題点などはあるか。

教育指導課長

新規採用の教員全員について、最低年2回、教育アドバイザーが学校を訪問している。事前に指導案の提出を求めて、管理職とアドバイザーが授業を観察する。その直後に時間を設け、管理職同席のもとに、板書の仕方、発問の仕方、ねらいが明確かなどの注意点を具体的に指導している。そしてそれを管理職の方にも聞いていただいて、その後の校内における指導にも役立てていただくということで、それを繰り返しているところである。

教育アドバイザーからの報告によると、経験が浅いため指導技術面の未熟さがあるものの、熱心さはあり、意欲にも燃えており、校長の配慮で、配慮を要する児童が最初からわかっていた場合は、ベテラン・中堅の教員にその学級を任せるので、現在のところ、新採教員が小1問題で苦戦しているという報告はない。

委員長

おそらく先生方も教育にあたっては、教育内容もシラバスを自分でつくってそれに沿って授業をされていると思うが、学校としてシラバスをまとめて、チェックし、指導や助言などはしているのでしょうか。

教育指導課長

お尋ねの点であるが、自分たちがやっていることのねらいは確かか、それがきちんと実行されているか、成果はどうかなどについてを、自分たちだけで評価するのではなく、学校に関係する教員、児童・生徒、保護者や地域の方、そして本区独自の学校評議員といった方からもデータを示した上でさまざまなご意見をいただき、それを次年度の校長の学校経営計画に反映させるという学校評議員制度を活用して学校関係者評価を100%している。それは以前報告申し上げた内容である。

学校のシラバス、カリキュラムがきちんと実施できているかということは学校関係者評価を中心に意見をちょうだいしているところである。

委員長

幼稚園、保育園、小学校、中学校のどこが悪いということではなく、もし問題が起き

たときにはこういった指導体制をとり、子供たちの教育をよりよい方向に持っていくためにはどのようにすればよいかということを考え、それを充実させて現場に生かされることが必要ではないかと考えている。

資料2 - 1については、保育所や幼稚園で配慮を要する子供を受け持った場合には、必ず小学校と連携を密にして子供の状態をよく把握し、対応していかなければならないのではないかと考えている。その場合、親の協力は不可欠である。親が相談などをできる環境を整備し、支援していくことが教育行政に求められることであろう。

資料2 - 2については、心のふれあい相談員が全校に配置されることは非常に望ましいことであるが、教育相談体制をこれからさらに充実していく必要があるのではないだろうか。子供の心配事、悩み事、精神面、情緒面の相談については、親との協力も必要で、親の協力がなければやっていけないであろう。これらのことについてはまた議論をして、練馬の教育をよりよい方向に持っていくということを考えていかなければいけないと思っている。

資料2 - 1、資料2 - 2についてほかによいか。

教育長

確認をしたいのだが、今協議している幼小連携は、課題のある子供のためだけにやっているのではなく、就学前と就学後のすべての子供たちの連携をどうしたらよいかということについて議論しているのである。その点を取り違えるといけないので、そのことを確認してほしい。

委員長

それでは、この案件については、また改めて議論したいと思うのでここまでとし、次回以降に継続したいと思うが、それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この協議案件については「継続」とする。

委員長

つぎに、教育長報告をお願いします。

教育長

本日は、決算特別委員会における質問項目、新型インフルエンザの発生に伴う学級閉鎖等の状況、虐待に関する通告および相談件数等について報告させていただくが、番については事前に資料をお配りしているので、どのような質問の内容で教育委員会としてどのように回答したかについて、指摘するところ、お聞きしたいところをおっしゃっていただきたい。番から番までについては、それぞれ担当の課長からご報告させて

いただく。

委員長

それでは、報告の 番について、今、教育長からお話があったが、ご質問等はあるか。

青木委員

教育委員会に関する質問内容の(1)教育委員会の傍聴席については、どのような質問だったのか。

庶務課長

教科書採択にあたっては、傍聴席が限られているため抽選をしたのだが、事前に傍聴者が多い状況を把握していながら、会場を変えるという措置をとらなかったのはどういうことかというご質問があった。教育委員会は教育委員会室で開くというのが通常の形で、平穏な状況で会議を進め、傍聴者についても公平を期すために、抽選で行っていると回答した。

教育長

私も答えた。前々回の教科書採択の際は、傍聴席が確か10席しかなかったが、事務局の職員の数を減らしたり、机の位置を変えたりして倍ぐらいいに増やした。ただ、会議であるから、大勢来たときに、傍聴者もたくさん来ていただければ結構であるが、審議をする状況の場面もあるため、ルールを決めさせていただいたという話をした。物事にはルールが必要だろうという意味で答えた。

加藤委員

相談してルールをつくったのである。

委員長

ほかにないか。

加藤委員

学校教育に関する質問内容の(3)については、適正配置の話し合いをしたときに、幼稚園については別途考えるという意味であったと思うが、これはどのようなことを質問されたのか、参考のために聞きたい。

学務課長

区立幼稚園の充員率が低いということと教員の配置がどうなっているなどの話から、今後の幼稚園のあり方について考える時期に来ているのではないかというご指摘があった。幼稚園のあり方も含めて適正配置の第二次実施計画の検討が今後控えているので、その計画の中で検討してまいりたいという内容でお答えしている。

教育長

これも私が答えた。光が丘には公立幼稚園が4園ある。幼稚園には経費が結構かかっていることと充員率などを見てどうなのか。適正配置計画には区立幼稚園も検討するとなっているのにどうしてかということの質問であった。

一つは、光が丘の幼稚園は、何年前にある幼稚園が廃止になったことがある。そのときに子供たちをどうするかといったときに、さかえ幼稚園と練馬区立の4園で受け入れるということで、セーフティーネットの役割を果たしたのである。それからもう一つは、認定子ども園などの動きがあり、幼稚園の役割も変わってきていることなどから、いずれにしても検討しなければならない時期に来ているということはある。

加藤委員

いずれ検討しなければならないだろうが、適正配置を検討したときには、逃げたわけではないが、話題が広がってしまうから分けたわけなのであるが、そういう目で見る方もいらっしゃる。

委員長

ほかにはどうか。

外松委員

学校教育に関する質問内容の(7)番と(8)番は、どのような質問だったのか。

学務課長

(7)番の学校選択制度であるが、制度を実施して、その結果として選ばれない学校と非常にきつめになっている学校がある。そういった現状はどうかということであったが、質問時間が短かったため、このような指摘だけに終わった。(8)番の就学時健診については、就学時健診の実施と、それに伴う就学相談などとの関係がどうなのかというお尋ねであった。必ずしも就学時健診と就学相談はリンクしているわけではないが、課題のある子供が見つかった場合は、就学相談の校医をお勧めすることもあるという内容の答弁をした。

委員長

ほかにはあるか。

青木委員

学校教育に関する質問の(20)番の教職員の被服についてというのは、どのような質問だったのか。

教育指導課長

ある中学校の運動会のときに、教員が学校名入りのおそろいのTシャツを着たのを見て、一体感があって非常によいことなので、これを推奨してほしいというご意見であっ

た。校長が地域との一体化、職員の一体化、地域の中の学校ということを出すためにやっているということで好ましいと考えている。そのような努力をしている学校が多いということ、校長会等を通じて知らせしていきたいという回答をした。

佐藤委員長

その質問を私もしようと思っていたのだが、運動会で保護者の方も一体化になっているのを見たときに、いいことだという話を校長にしたことがある。

外松委員

(23) 番の夏季休業の短縮については、どういう視点の質問だったのか。

施設課長

(13) 番の空調機の導入に伴う環境への影響について、エアコンを入れたことに伴い、CO₂や環境への影響はどうかという質問が最初あり、そのときに、今年から夏季休業が短縮したが、それはエアコンの導入と何か関係があるのかというご質問があった。

委員長

学校教育に関する質問内容の(15) 番の長期計画の朝食摂取率の目標値については、どのような質問だったのか。

保健給食課長

新しい長期計画で朝食の摂取率を、この場合は主食や主菜、副菜をしっかりととった子供が、10%いることを目標にしている。従前、食育推進計画を策定したときの調査では、そういった子供が4.7%だったのを倍増にするという目標を立てたのだが、それが低いのではないかと、1割でいいのかという質問であった。最終的に1割の子供がその状態でいいとは思っていないが、家庭生活にもかかわることであるので、当面の目標としては倍増ということで、10%の数字を設定したとお答えした。

委員長

ほかにはないか。

生涯学習に関する質問内容で、(1)(2) 番に学校応援団の項目があるが、これらはどのような質問であったか。

生涯学習部長

この(1)(2)(3)は学校応援団に関連するが、3つの会派から質問があった。その中で、当初全校につくる用意をしたが、今現在、44校ができているという答弁に対して、全部できるというのは大変素晴らしい、よく頑張っているという評価をいただいたことと、学童クラブとひろば事業の子供が一緒に遊んでいる場面などがあったりして、うまくいっているのではないかとという一方、3つの会派のうち1つの会派が、学童クラブは学童クラブとして生活の場という位置づけがあるのだから、それはそれでちや

んとやっていってほしいというような話があった。

委員長

学校応援団の指導にあたっている方々には、協力者の一員であるという認識のもとで、子供に接していただければありがたいと思っている。

生涯学習部長

応援団の方は地域の方を中心にお願いしているのであるが、私どもの評価は、大変優しい言葉かけをしていて、むしろ子供たちの中で乱暴な子がいて、その子に対してどういうケアをしていくのかを学校と一緒に考え、連携しながら、子供たちが学校生活の中で見えない場面の行動などについて、よくフォローしながら運営しているという評価である。

委員長

それかもう一点は、(7)番について、練馬総合運動場に砂場があるが、その砂がどんどんなくなっているようである。しっかりと砂を入れておかないと危ないのではないかとと思っているのだが、いかがか。

スポーツ振興課長

練馬総合運動場の砂場は委託しており、その中で必要な量は常時見て入れもらうようになっているが、もし不足していることがあったら、私どものほうでチェックしてそういうことのないように努めたい。

生涯学習部長

この練馬総合運動場については、今、暫定開放という位置づけでやっている。総合運動場には光が丘から江古田まで通じる都市計画道路である補助172がちょうど通っているとともに、文化センターからの区画街路1号が、総合グラウンドのど真ん中を通っている。私ども今、道路計画について内部検討しており、長期計画の中では運動公園として公認の400メートルトラックを整備することを計画していることもあり、内容について公園緑地課等と下話をしている段階である。いずれにしても砂場に限らず、雨が降ると水浸しになってしまったりするなど、全面的にリニューアルしない限り、さまざまな使い勝手の上で苦情が来る施設の1つだと思っている。今は、暫定利用であるため、使用料等は取っていないということである。

委員長

それではつぎに、報告の番について、説明をお願いします。

保健給食課長

資料の説明(説明要旨)10月22日現在におけるインフルエンザ様疾患による休業状況、マスクの追加配布等について説明

委員長

何かこの件についてあるか。

青木委員

学級閉鎖が立て続けにあり、長い間休まないといけないうラスもあるという話を聞いた。授業の遅れを保護者の方は心配しているところだと思うのであるが、今からであると冬休み中に課題を出すなど学校の手当としてはどのようなことが考えられるか。

教育指導課長

事前に予測されていたことであるので、各学校では事前に課題を用意している。中学校であると、前期の期末テストの直前であったので、前期の第1学期の復習を中心にテスト範囲をやらせるところが多かった。小学校ではドリルを事前に用意して、元気な子供には計画的に家庭で学習するように指示をした学校がほとんどである。

それから、授業時数の心配であるが、年間35週を基本として計画ができています。しかし実際には、年間41週間か42週間あるものである。したがって、6週間程度は余裕がある。その中で、今回のような対応や、特別な行事、あるいは緊急的な対応といったことに振り分けている。もともと少し余裕があるところに、本区においては、ねらいは違ったのであるが、夏季に5日間、25時間分授業を増やしているところである。まだ移行措置期間中なので、必要以上にやっているのが今年の状況である。したがって、各校では進度が遅れて教科書が終わらないなどの事態は発生していないところである。今後の推移を見て、これがあまり続くようで、必要な事項を履修できないということがあれば、校長会と、冬季休業のときに課題をするのか、補充授業をするのかという相談をしていくという見通しを持っているところである。

委員長

命にかかわることであり、弾力的な対応をしていかなければならないと思っている。これからますます増えていくと思うので、予防をどうするかということを実際に考えていかなければいけない。子供たちは生活範囲が広いから、どこでもらってくるかわからない。学校だけでなく家庭も一丸となって対応していく必要があるだろう。

教育長

休み明けに増える傾向がある。元気な子が外に出かけて風邪を引いて帰ってくるといふことなのであろう。

インフルエンザによって移動教室等が中止、あるいは延期になったことについて報告してほしい。

保健給食課長

移動教室に関しては、インフルエンザで休んでいる子供が多かったため、2つの学校が当初の予定の日程では行けなくなった。その2校については、移動教室の対策委員会

の校長先生方とも相談して、別途11月の後半に何とか実施できることになった。今後については、事業の終盤近くになってくるので、どれだけできるかわからないが、可能なところについては、極力行くという方針である。

教育長

どこの学校であるか。

保健給食課長

旭丘小と関町北小で、いずれも5年生の移動教室であるが、いずれの学校も11月の後半過ぎに実施の日程を確保した。

委員長

このような行事は子供たちが大変楽しみにしているので、できる限り実行できるように努力をしていただきたい。ほかにはないか。

ないようであるので、報告の 番について、説明をお願いする。

教育指導課長

資料の説明（説明要旨）教育指導課を通して子ども家庭支援センターに通告した虐待件数、被虐待児の虐待種別について説明

総合教育センター所長

資料の説明（説明要旨）教育相談室に寄せられた虐待にかかわる相談件数、子ども家庭支援センターに寄せられた虐待にかかわる相談件数について説明

委員長

この件についてご質問はあるか。

青木委員

民生児童委員が絡んでいるという内容はあるか。

教育指導課長

家庭内のことが基本である。そういった中で、児童相談所、警察が入る場合もあるし、学校と教育指導課、児童相談所、子ども家庭支援センター、民生児童委員が、ケースごとにサポートチームを立ち上げるケースもある。民生児童委員が入っていただいているケースが半数近くある。

委員長

虐待については、テレビ、新聞等で報道をされるたびに、非常に心を痛めているのであるが、なぜ自分の子供を親が守ってくれないのだろうと思う。しっかり対応していか

なければいけないと感じている。

教育長

教育指導課を通して支援センターに通告した虐待について、教育指導課にはどこから情報が入ってくるのか。これは学校から来るものがすべてなのか。教育相談室に寄せられた相談について、主にどういう方が相談しているのか。

教育指導課長

1点目である。1番の表の件数であるが、これは、学校から通告票という決まった書式が教育指導課に届いた件数である。

総合教育センター所長

教育相談室に寄せられる相談について、相談者がどういう方が多いかということであるが、具体的な数字は今出ていないが、主に保護者、母親を中心に、ご自分の子育てに関して寄せられる相談が多いようである。

外松委員

4番の子ども家庭支援センターに寄せられる相談件数も、親みずからということになるのか。

総合教育センター所長

子ども家庭支援センターに寄せられた相談の相談者の分類については、手元に資料がないので、お答えできない。申し訳ない。

外松委員

1番と2番について伺います。学校側では、担任の先生方が気づき、通告票を教育指導課に出すのだと思うが、子ども家庭支援センターがかかわることで、よい方向に改善されているのか。それとも、このような問題は根っこが深いので、そのままという感じになってしまうのだろうか。現状がわかったらお願いします。

教育指導課長

委員のご指摘のとおりで、根が家庭にあって、学校の努力だけでは厳しい面もある。例えばあるケースでは、小学校3年の男子であるが、サポートチームで都の児童相談所の専門官の方、警察署の係長、民生委員の方、市民児童委員の方お二人、学童クラブで面倒を見ていただいている方、小学校関係者、心のふれあい相談員、指導主事、これだけの関係者が入って対応したのであるが、結局、該当の児童が暴行を行い、警察に補導されてしまい、児童相談所に一時保護されてしまうようなケースもあった。

また、少しはよくなっているというケースも中にはあって、先ほどのようないろいろな方がかかわり、家庭を支援することで、保護者の方の意識が以前よりはよくなってきたという報告も中にはある。

委員長

この件はよいか。

それでは、その他の報告、練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について、説明をお願いします。

庶務課長

第18回教育委員会で報告をした以降、10月16日現在までに後援名義等使用等の申請があったものである。共催2件、後援26件、都合28件であった。全部承認とさせていただいたものである。

報告は以上である。

委員長

何かこの点についてご質問はあるか。

その他、報告はあるか。

スポーツ振興課長

大泉学園町体育館温水プール安全管理業務委託、通常業務と三原台温水プール総合管理業務の11月からの委託業者が、10月14日入札により決まった。いずれも9月に1カ月間委託した事業者と同一の事業者となった。具体的に申し上げますと、大泉学園町体育館温水プールは、東京ドームグループ・株式会社後樂園スポーツである。また三原台温水プールについては、株式会社武翔総合管理となった。この2つの事業者には、今もうやっていたいただいているところであるが、入札の結果、11月から来年の3月まで委託業務をやっていたいただくということになっている。

以上である。

委員長

ほかにはあるか。

光が丘図書館長

石神井図書館の一部開館について、口頭で報告させていただく。

現在、石神井図書館は、30周期の大規模改修の工期により閉館し、仮設事務所で一部事業を行っているところである。平成21年2月の当委員会で報告させていただいたものであるが、11月6日から一部開館することができるようになった。それについて、区報に掲載をした。全面開館は3月2日であるが、それまでは工事が行われるので、安全に注意しながら3月2日の全面開館に向けて進めていきたいと考えている。

委員長

よろしくをお願いします。その他報告はあるか。

事務局

現在のところない。

委員長

以上で、議案第59号を除いて全ての案件が終了した。
冒頭お話ししたが、議案第59号について審議をする。

(1) 議案第59号 練馬区教育委員会教育長の任命について

委員長

議案第59号 練馬区教育委員会教育長の任命についてである。

初めに、この議案について説明をする。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第16条の規定では、教育委員会に教育長を置くものとされている。また、園部教育長の任期については、この10月28日で満了となる。

冒頭でも報告をしたが、園部教育委員は10月16日に区議会の任命同意を得て、志村区長から10月16日付けで教育委員の任命を受けた。

そこで、地方教育行政法第16条第2項の規定に基づき、教育委員長を除く4名の教育委員の中から、10月29日以降の教育長を教育委員会が任命しなければならないので、委員長として本日、この議案を提出した次第である。

なお、この議案については、ただいまから審議をしていただくが、地方教育行政法第17条第3項の規定により、議事内容に直接関係のある者についてはこの議事に参与できないので、議事内容にかかわる園部教育長については、審議が終了するまで退席をお願いしたいと思う。

園部教育長退席

委員長

それでは、各委員から伺いたいと思う。いかがか。これまで3期やられ今日に至っている。何かあるか。

青木委員

教育委員会の会議を通して、園部教育長のいろいろなご発言から、区民の方との普段からのいろいろな接触を通して、小学生、中学生の子供たちの様子もよくご存じであることがわかるし、とても教育に熱心な方だと思うので、ぜひ教育長としてまた務めていただければとてもありがたいと思う。

外松委員

日ごろの教育長の仕事は、非常に激務であると思っている。園部教育長が小中学校の校長先生はもとより、現場の先生、PTAの役員などの方たちとも交流を深められているし、地域で日ごろ子供たちのサポートをしてくださっている育成会の方や、いろいろ

な方との親交が深くいらして、私なども行事等でご一緒させていただくと、それぞれの地で本当に多種多様な方々と会話をされている姿をよく拝見する。本当に練馬の教育に、地に足がついて地域の方たちと一緒に、情熱を持って当たっていらっしゃるということをととても感じている。

今後も激務で辛い部分もあろうかと思うが、また新しい気持ちで取り組んでいただけたら、区民としてとても嬉しく思う。

加藤委員

青木委員、外松委員のご発言の内容に、私も全く同感である。あえて発言すれば、今までの数々の実績、ご経験、お人柄、そういうことから総合的に判断して、また活躍していただければと、そう願っている。

委員長

ほかに何か補足はあるか。

私も、お三方の委員の意見と同感である。小中一貫教育、あるいは統廃合についても、大変ご苦勞を願ったということ、教育行政に、あるいは、行政全般に非常に精通されているということも含めて、大変かと思うが、教育長にはもう4年ご尽力を賜りたいと私も考えている。引き続き教育長の職についていただきたいと考えている。まだ若いし、十分対応できるだろうと思っている。

引き続き教育長をお願いしたいということで異議はないか。

委員一同

ない。

委員長

それでは、教育長を呼んでいただきたい。

菌部教育長入室

委員長

今、我々4人の委員で議論して、重職であるので、健康に留意してもう1期ご尽力賜りたいという4人の意見である。引き続き教育長をお願いしたいと思うが、ご異存はないか。

教育長

謹んでお受けする。

委員長

それでは、教育長がお受けするということであるので、議案第59号については原案どおり決定する。

ここで、再度教育長をお願いすることになった園部教育長に、ごあいさつを賜りたいと思う。お願いする。

教育長

このたびは重ねて教育長という重職を担わせていただきありがとうございます。教育長という職は、教育委員の職も兼ねていてなかなか区民には理解されない職であり、この場での意見は教育長として、あるいは教育委員としての意見が混ざったような意見になってしまうこともあるが、教育委員としては、自由に意見を言わせていただきたいと思っている。と同時に教育長としては、教育委員会でお決めいただいた重要案件等について、忠実に効率よく実施をして成果を挙げるよう、これからも努力をしまいたいと思っている。いずれにしても、練馬の区立の小中学校に学ぶ5万名の子供たち、また幼稚園、さらには生涯学習の分野についても、教育委員会のご指導を受けながら一生懸命やっていきたい。よろしくお願いする。

委員長

これからもご苦勞を願うと思うが、我々教育委員あるいは練馬の教育のためにご尽力を賜りたいと思っている。

それでは、以上で第20回の教育委員会定例会を終了する。